（９）　検認又は更新のため、市町村に資格確認書の提出を求められたときは、速やかに、市町村に提出すること。

（10）　不正に資格確認書を使用した者は、刑法により詐欺罪として拘禁刑の処分を受けることがあること。

（11）　特別の事情がないのに保険料（税）を滞納した場合、特別療養費の支給に変更する旨の事前通知を送付し、発行済みの資格確認書を返還していただいた上で、特別療養費の支給対象者向けの資格確認書を交付することがあること。また、特別の事情がないのに納期限から１年間経過しても保険料（税）を滞納している場合、特別療養費の支給に変更する旨の事前通知を送付し、発行済みの資格確認書を返還していただいた上で、特別療養費の支給対象者向けの資格確認書を交付すること。

様式第一号の二の九備考を次のように改める。

備考　１．大きさは、縦128ミリメートル、横91ミリメートルとする。

２．一部負担金の割合を減じている組合については、表面の「負担割合・発効期日」欄にその一部負担割合を表示する。また、別途、高齢受給者証を交付する取扱いとする組合については、「負担割合・発効期日」欄は省略することとする。

３．「限度区分・発効期日」は、一部負担金限度額の適用及び食事療養標準負担額減額又は生活療養標準負担額減額の適用の区分であり、この欄には、被保険者が国民健康保険法施行令第29条の３第１項第１号又は第３項第１号に該当する場合は「ア１」と、同条第１項第２号又は第３項第２号に該当する場合は「ア２」と、同条第１項第３号又は第３項第３号に該当する場合は「ア３」と、同条第１項第４号又は第３項第４号に該当する場合は「イ１」と、同条第１項第５号又は第３項第５号に該当する場合は「イ２」と、同条第１項第６号又は第３項第６号に該当する場合は「イ３」と、同条第１項第７号又は第３項第７号に該当する場合は「ウ１」と、同条第１項第８号又は第３項第８号に該当する場合は「ウ２」と、同条第１項第９号又は第３項第９号に該当する場合は「ウ３」と、同条第１項第10号又は第３項第10号に該当する場合は「エ１」と、同条第１項第11号又は第３項第11号に該当する場合は「エ２」と、同条第１項第12号又は第３項第12号に該当する場合は「エ３」と、同条第１項第13号又は第３項第13号に該当する場合は「オ」と記載すること。

また、被保険者が同条第４項第１号又は第５項第１号に該当する場合は「現ⅢＡ」と、同条第４項第２号又は第５項第２号に該当する場合は「現ⅢＢ」と、同条第４項第３号又は第５項第３号に該当する場合は「現ⅢＣ」と、同条第４項第４号又は第５項第４号に該当する場合は「現ⅡＡ」と、同条第４項第５号又は第５項第５号に該当する場合は「現ⅡＢ」と、同条第４項第６号又は第５項第６号に該当する場合は「現ⅡＣ」と、同条第４項第７号又は第５項第７号に該当する場合は「現ＩＡ」と、同条第４項第８号又は第５項第８号に該当する場合は「現ＩＢ」と、同条第４項第９号又は第５項第９号に該当する場合は「現ＩＣ」と、同条第４項第10号又は第５項第10号に該当する場合は「一般Ａ」と、同条第４項第11号又は第５項第11号に該当する場合は「一般Ｂ」と、同条第４項第12号又は第５項第12号に該当する場合は「一般Ｃ」と、同条第４項第13号又は第５項第13号に該当する場合は「低Ⅱ」と、同条第４項第14号又は第５項第14号に該当する場合は「低Ⅰ」と記載すること。

なお、食事療養標準負担額減額及び生活療養標準負担額減額の適用の区分を兼ねるのは、被保険者が国民健康保険法施行令第29条の３第１項第13号、第３項第13号、第４項第13号若しくは第14号又は第５項第13号若しくは第14号に該当する場合に限る。

４．３に該当する者のうち、健康保険法施行規則第62条の３第６号に該当する場合は「オ（境）」（70歳の誕生日の属する月の翌月（誕生日が月の初日である場合はその月）以後の者で同号に該当する場合にあっては「低Ⅰ（境）」）と記載すること。